

報道機関各位

## 建設業法に基づく監督処分（※）の実施について

下記業者に対して、本日、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項の規定による指示処分を行いましたので、お知らせします。

※監督処分は指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があり、指示処分は、法令違反や不適切な行為の是正のために具体的にとるべき措置を命ずるもの。

記

### 1 処分業者名

株式会社我妻組（山形県米沢市成島町二丁目1番30号）

代表取締役 我妻 敬太

許可番号 山形県知事許可（般一5）第500564号

### 2 処分内容

建設業法第28条第1項の規定による指示処分。

再発防止のため、次の事項について必要な措置を講じ、措置内容を文書報告すること。

- 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- 社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。
- 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。

### 3 処分根拠

建設業法第28条第1項（同項第3号に該当）

### 4 処分の原因となった事実

株式会社我妻組は、令和4年8月3日、福島県いわき市のガスターミナル沈下修正工事現場のガスターミナル建物地下の作業坑内において、労働者に手掘りでの掘削作業を行わせるに当たり、構造不明のコンクリート製の構造物の下部を掘削すれば、同構造物が崩落するなどして労働者に危険を及ぼすおそれがあったのであるから、あらかじめ同構造物下部に崩落を防止するた

めに必要十分な支保工を設けるなど当該危険を防止するための措置を講じなければならないのに、これをせず、もって掘削の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなかった。その結果、同構造物の一部が崩落し、労働者4名のうち1名が土砂とともに生き埋めになり、その後、死亡する事故を発生させた。

このことが労働安全衛生法に違反するとして、令和7年4月11日、いわき簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、令和7年5月1日にこれが確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

問合せ先

建設部建設総務課

行政専門員 太田 一志

T E L 0238-26-6008

広報監 総務企画部長 小林 直樹